

全国書誌通信

No. 105

2000. 2. 29

国立国会図書館

団体名著者標目の形式選択基準（1998年改訂版）

国立国会図書館では1998年より『日本全国書誌』、JAPAN/MARC (M) の書誌データの作成に『日本目録規則 1987年版改訂版』を採用しています。これにともない全国書誌通信 No. 103に当館の適用細則を掲載いたしました。以下の基準は適用細則第23章 著者標目のうち団体名について解説したものです。

なお当基準の適用対象は1998年以降に初出の団体です。従って、すでに典拠形の定まっている既出の団体については古い基準による形を継続して使用しています。

1. 統一標目（細則23.2.2.0）

団体名は、原則としてその団体の正式名称を統一標目とする。

- a. 正式名称、略称等、複数の名称を使用する団体は、できるだけ正式名称を統一標目として採用し、採用しなかった名称を参照とする。

【例】農文協 → 農山漁村文化協会

【例】NHK → 日本放送協会

- b. 同一の団体であることが明確である場合は、表記の微細な変更があってもそのつどの標目の新設は行わず、典拠形を標目とする。採用しなかった名称を参照とする。

【例】兵庫県自治体職員海外研修団 → 兵庫県自治体職員等海外研修団

目 次

団体名著者標目の形式選択基準（1998年改訂版）	1 p
新設件名標目一覧 平成10(1998)年10月～平成11(1999)年9月末	16 p
和図書書誌データ統計（1995-1999）	23 p

2. 冠称のある団体（細則23. 2. 2. 1）

a. 団体名の冒頭にあつて、その団体の法人組織、創立の趣旨等を表示する部分は省略する。

【例】東京都恩賜上野動物園 → 上野動物園

【例】社団法人日本図書館協会 → 日本図書館協会

【例】船員保険会大阪船員保険病院 → 大阪船員保険病院

b. 冠称を省略すると団体の性格が不明確となるような場合は、冠称を付して標目とする。

【例】陸軍軍医学校二十三期みどり会

c. 組織上関連する2以上の固有名を併記する場合は、著作に直接的な責任をもつ固有の団体名を標目とする。

【例】京都聴覚言語障害者福祉協会重度身体障害者授産施設いこいの村栗の木寮
→ いこいの村栗の木寮

3. 名称の変更（細則23. 2. 2. 2）

団体の名称に変更があつた場合は、それぞれの著作当時の名称を標目とする。組織の同一性を保持している場合は、相互参照を行う。

【例】国立公害研究所 ⇔ 国立環境研究所

【例】身体障害者雇用促進協会 ⇔ 日本障害者雇用促進協会

4. 団体の内部組織（細則23. 2. 2. 3）

団体の内部組織は、「6」に規定する国の行政機関等を除いて、その団体の名称を標目とする。

【例】日本建築学会建築計画委員会 → 日本建築学会

【例】日本社会党上田総支部 → 日本社会党

【例】最高裁判所事務総局 → 最高裁判所

5. 同名異団体（細則23. 2. 2. 5）

同名異団体は、所在地、創立年等を付記して区別する。付記事項は、原則として創立年を採用する。

【例】生涯学習研究会 → 生涯学習研究会（1997年）

【例】生涯学習研究会 → 生涯学習研究会（国立教育研究所内）

6. 国の行政機関（細則23. 2. 2. 6.A（ア））

a. 行政官庁本省の内部部局は、局までを標目とする。内部部局の部課名で表記され、局名を省略している場合は、省名を標目とする。また、各機関の図書館はその名称を標目とする。

【例】大蔵省主計局調査課 → 大蔵省主計局

【例】大蔵省保険部 → 大蔵省（「大蔵省銀行局」とはしない）

【例】労働省図書館

b. 行政官庁本省の外局の内部部局は、部までを標目とする。

【例】気象庁観測部地震課 → 気象庁観測部

c. 行政官庁の大臣官房は、省庁名を標目とする。行政官庁の大臣官房は参照とする。

【例】労働大臣官房 → 労働省

d. 「内閣総理大臣官房」は、「総理府」を標目とする。

【例】内閣総理大臣官房広報室 → 総理府

e. 組織の名称としての事務局を除き、事務局は内部組織とみなし、機関名を標目とする。

【例】中央防災会議事務局 → 中央防災会議

f. すでに廃止された行政機関は、現行の行政機関に準じて扱う。

【例】陸軍省軍務局軍務課 → 陸軍省軍務局

【例】行政管理庁行政管理局統計企画課 → 行政管理庁行政管理局

g. 職名での著作は、所属団体名を標目とする。

【例】大蔵大臣官房金融検査部金融証券検査官 → 大蔵省

h. 行政官庁が主管する特定問題に関する研究班は、主管する省庁名を標目とする。

【例】厚生省特定疾患免疫不全症候群調査研究班 → 厚生省

7. 国の行政機関の付属機関（細則23.2.2.6.A（イ））

a. 国の行政機関の付属機関は、その名称を標目とする。ただし、その名称が識別上他の機関とまぎらわしいときは、所轄行政機関名を冠した名称を標目とする。

【例】国土地理院

【例】建設省土木研究所

b. 国の行政機関の付属機関の内部組織は、付属機関名を標目とする。

【例】大蔵省印刷局業務部図書課 → 大蔵省印刷局

c. 国の行政機関の付属機関に付属する支所・支部等は、付属機関名を標目とする。

8. 国の行政機関の出先機関（細則23.2.2.6.A（ウ））

a. 国の行政機関の出先機関（地方支分部局）は、その名称を標目とする。ただし、その名称が識別上他の機関とまぎらわしいときは、所轄行政機関名を冠した名称を標目とする。

【例】九州地方建設局

【例】東京税関

【例】札幌管区気象台

【例】三条労働基準監督署

b. 国の行政機関の出先機関の内部組織は、出先機関名を標目とする。

【例】高松刑務所総務部 → 高松刑務所

c. 国の行政機関の出先機関に付属する付属機関は、出先機関名を標目とする。

【例】関東農政局茨城統計情報事務所 → 関東農政局

9. 在外公館（細則23.2.2.6.A（工））

在外公館は、国名に続けて「大使館」「領事館」等の機関名を付した形を標目とし、その所在国または所在地を丸がっこで付記する。国名は、『日本目録規則 1987年版 改訂版』の国名標目表の国名を採用する。（国名に変更がない場合に適用）

a. わが国の在外公館

【例】日本総領事館（在サンパウロ）

【例】日本大使館（在アメリカ合衆国）

b. 外国政府の在外公館

【例】アメリカ合衆国大使館（在日本）

10. 国の立法機関（細則23.2.2.6.B）

国の立法機関は、その名称を標目とする。ただし、国立国会図書館は国の行政機関に準じる。

a. 国会は、衆議院、参議院をそれぞれ標目とする。

【例】第120回国会衆議院 → 衆議院

b. 両院の委員会、調査会は、衆議院、参議院をそれぞれ標目とする。

【例】衆議院予算委員会 → 衆議院

【例】参議院国際問題に関する調査会 → 参議院

c. 両院の事務局、法制局、調査局は衆議院、参議院をそれぞれ標目とする。

【例】衆議院法制局 → 衆議院

d. 国立国会図書館は、国の行政機関に準じる。

【例】国立国会図書館専門資料部

e. 裁判官訴追委員会、裁判官弾劾裁判所は、その名称を標目とする。

【例】裁判官訴追委員会

f. 帝国議会は、衆議院、貴族院、枢密院をそれぞれ標目とする。

11. 国の司法機関（細則23.2.2.6.B）

国の司法機関は、その名称を標目とする。

- a. 裁判所は、その名称を標目とする。ただし、各裁判所の図書館はその名称を標目とする。

【例】最高裁判所

【例】東京地方裁判所

【例】大審院

【例】最高裁判所図書館

- b. 裁判所の内部組織は、裁判所名を標目とする。

【例】最高裁判所事務総局 → 最高裁判所

12. 政府関係機関（細則23.2.2.6.C）

- a. 政府関係機関は、その名称を標目とする。

【例】日本銀行

【例】日本学術振興会

- b. 政府関係機関の内部組織は、政府関係機関名を標目とする。

【例】国際協力事業団国際協力総合研修所 → 国際協力事業団

- c. 政府関係機関の附属機関は、政府関係機関名を標目とする。ただし、政府関係機関の附属機関のうち、独立性の高いセンター等については、その名称を標目とすることができる。

その場合は政府関係機関名を冠した名称を標目とする。

【例】日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター

- d. 国際協力事業団、海外技術協力事業団等の政府関係機関が事業の一部として実施する調査団、派遣団等は、実施団体の名称を標目とする。

【例】タイ王国環境研究研修センター基礎調査団 → 国際協力事業団

13. 地方公共団体（細則23.2.2.6.D（ア））

- a. 東京都は、国の行政機関に準じる。東京都には機構上、局相当の室があるので、それらは室までを標目とする。

【例】東京都衛生局医務部 → 東京都衛生局

【例】東京都広報室広報部普及課 → 東京都広報室

- b. 道府県および市は、その名称を標目とする。

同名の市については、都道府県名を付記して区別する。

【例】大阪府

【例】東京都府中市 → 府中市（東京都）

【例】広島県府中市 → 府中市（広島県）

- c. 道府県および市の内部部局は、道府県、市の名称を標目とする。

【例】富山県土木部 → 富山県

【例】横浜市企画財政局 → 横浜市

- d. 町、村、郡はその名称を標目とし、都道府県名を丸がっこで付記する。

同じ都道府県内に複数存在する場合は、都道府県名と郡名を丸がっこで付記する。

【例】大社町 → 大社町（島根県）

【例】木島平村 → 木島平村（長野県）

【例】碓氷郡 → 碓氷郡（群馬県）

【例】東村 → 東村（福島県）

【例】東村 → 東村（群馬県吾妻郡）

【例】東村 → 東村（群馬県佐波郡）

【例】東村 → 東村（群馬県勢多郡）

- e. 東京都の特別区については、東京都を冠した名称を標目とする。

【例】千代田区 → 東京都千代田区

それ以外の区については、地方公共団体名を標目とする。

【例】横浜市港南区 → 横浜市

- f. 地方議会は、地方公共団体名を冠した名称を標目とする。

【例】東京都議会事務局 → 東京都議会

【例】東京都港区議会

【例】香川県土庄町議会 → 土庄町議会（香川県）

- g. 警察本部、消防本部は、地方公共団体名を冠した名称を標目とする。

【例】富山市消防本部

【例】京都府警防犯部 → 京都府警察本部

- h. 役所、役場の名称は、標目として採用しない。

【例】高槻市役所総務部 → 高槻市

14. 地方公共団体の付属機関および出先機関（細則23. 2. 2. 6. D（イ））

- a. 地方公共団体の付属機関および出先機関は、原則として地方公共団体名を冠した名称を標目とする。

【例】京都府労働経済研究所

【例】上伊那地方事務所 → 長野県上伊那地方事務所

【例】上川支庁 → 北海道上川支庁

- b. 地方公共団体の附属機関および出先機関で、所轄部局名が表示されているものは、所轄部局名を省略して標目とする。

【例】東京都墨田区商工対策室すみだ中小企業センター

→ 東京都墨田区すみだ中小企業センター

- c. 地方公共団体の設置による病院は、病院名を標目とし、丸がっこで地方公共団体名を付記する。

【例】県立広島病院 → 広島病院（広島県立）

- d. 地方公共団体の設置による教育機関は、「17」を参照。

15. 大学（細則23. 2. 2. 6. E（ア）， 23. 2. 2. 6. E（イ））

- a. 大学はその名称を標目とする。

【例】早稲田大学

- b. 大学の学部、学科は、学部名までを標目とする。

【例】東京大学工学部土木工学科 → 東京大学工学部

- c. 大学院は、研究科名までを標目とする。

【例】慶應義塾大学大学院経営管理研究科

- d. 大学の学部、学科付属の研究会や学部内の教科としてのゼミナールは、学部名までを標目とする。

【例】明治学院大学法学部立法研究会 → 明治学院大学法学部

【例】東京大学教養学部立花隆ゼミ → 東京大学教養学部

- e. 大学院付属の研究会や院内の教科としてのゼミナールは、大学院の研究科名までを標目とする。

【例】東京都立大学大学院人文科学研究科国文学専攻中世文学ゼミ

→ 東京都立大学大学院人文科学研究科

- f. 大学、大学院、学部、学科名等を冠した有志によるグループは、そのグループ名を標目とする。

【例】神戸大学医学部ドイツ語研究会

【例】早稲田大学大学院中古文学研究会

16. 大学に付属または付置する教育施設等（細則23. 2. 2. 6. E（ウ））

大学に付属または付置する学校、図書館、博物館、研究所、試験所（場）、病院等は、原則として正式名称を標目とする。

【例】早稲田大学演劇博物館

【例】立教大学原子力研究所

- a. 大学付属の小・中・高等学校等は、大学名を冠して標目とする。

また、学部付属の学校は、学部名までを冠して標目とする。

【例】大阪教育大学教育学部附属天王寺中学校

【例】日本女子大学附属豊明小学校

- b. 大学の学部、大学院の付属施設である研究所、試験所（場）、センター等はその名称を標目とする。

【例】東京大学大学院工学系研究科附属原子力工学研究施設

【例】京都大学理学部附属地磁気世界資料解析センター

- c. 大学の学部、大学院の研究科の附属図書館は、その名称を標目とする。

【例】慶應義塾大学大学院経営管理研究科図書館

【例】日本大学経済学部図書館

17. 地方公共団体が設置する教育機関、施設等

- a. 都道府県、市の教育委員会は、その名称を標目とする。

東京都の特別区の教育委員会は、東京都を冠した名称を標目とする。

町、村の教育委員会は、都道府県名を丸がっこで付記する。

【例】東京都教育委員会

【例】八戸市教育委員会

【例】中野区教育委員会 → 東京都中野区教育委員会

【例】横田町教育委員会 → 横田町教育委員会（島根県）

- b. 教育庁は、教育委員会を標目とする。

【例】京都府教育庁 → 京都府教育委員会

- c. 地方公共団体が設置する小・中・高等学校等は、特定できる固有の名称をもつ場合、固有名称からの学校名を標目とし、設置地方公共団体名を丸がっこで付記する。序数詞、方位詞で始まる学校名については、設置団体名を冠した名称を標目とする。

【例】東京都立葛西南高等学校 → 葛西南高等学校（東京都立）

【例】東京都中野区立中野本郷小学校 → 中野本郷小学校（東京都中野区立）

【例】東京都調布市立第七中学校 → 調布市立第七中学校

【例】高山市立東山中学校 → 東山中学校（高山市立）

【例】田辺市立田辺第一小学校 → 田辺第一小学校（田辺市立）

【例】都立西高等学校 → 東京都立西高等学校

【例】宮城県第二女子高等学校

注) 町・村立の場合

【例】群馬県群馬町立中央中学校 → 群馬町立中央中学校 (群馬県)

d. 地方公共団体が設置する図書館、博物館、美術館、資料館、郷土館等の教育施設は、前項の公立学校に準じて標目とする。

【例】都立中央図書館 → 東京都立中央図書館

【例】松濤美術館 → 松濤美術館 (東京都渋谷区立)

e. 公民館は慣例により、情報源に表示された名称を標目とし、地方公共団体名の付記は行わない。

【例】宇井公民館

【例】江刺市立岩谷堂公民館

【例】津和野町木部公民館

18. 私立の教育関係機関

私立の教育関係機関は、その名称を標目とする。

【例】早稲田中学校 → 早稲田中学校

【例】私立さゆり幼稚園 → さゆり幼稚園

19. 外国の団体 (細則23.2.2.6.F (ア))

外国の団体は、わが国慣用の日本語形の名称を標目とする。

わが国慣用の日本語形の名称がないときは、資料に表示されている日本語形の名称を標目とする。

a. わが国慣用の日本語形の名称とは、参考資料において多く用いられている名称をいう。

【例】米国図書館協会 → アメリカ図書館協会

b. 日本語形の表示がある場合は、日本語形を標目とする。

原語形しか判明しない場合は、原語形を標目とする。末尾にピリオドを付す。

【例】The Wine and Spirit Education Trust.

→ Wine and Spirit Education Trust.

c. 同名異団体が存在するか、もしくは所在地の付記がなければ識別が困難な場合は、所在地等の付記をする。

【例】Natural History Museum. → 自然史博物館 (ロンドン)

d. 政府機関以外の国名を冠する団体は、慣用の名称か、それが不明の場合は資料に表示された名称を標目とする。

【例】米国医学学士院 → 米国医学学士院 (アメリカ合衆国医学学士院、アメリ

カ医学学士院としない)

20. 外国の政府機関（細則23.2.2.6.F（イ））

外国の政府機関等は、国名、連邦加盟共和国名、州名、邦名、都市名等を冠した名称を標目とする。

注）国名は『日本目録規則 1987年版 改訂版』の国名標目表に採用されているものを使用する。（国名に変更がない場合に適用）

【例】米、アメリカ → アメリカ合衆国

【例】英、英国 → イギリス

【例】豪州、オーストラリア連邦 → オーストラリア

a. 外国の行政機関の内部組織は、省、もしくは省と同レベルの庁、部までを標目とする。

【例】米国商務省標準局 → アメリカ合衆国商務省

b. 外国の行政機関の付属機関、もしくは独立性の高い機関は、行政機関名は採用せず、その機関名に国名を冠して標目とする。

【例】インド中央ヒンディー語会 → インド中央ヒンディー語会（インド文化教育省の付属機関）

【例】アメリカ合衆国航空宇宙局

【例】米国FDA → アメリカ合衆国食品医薬品局

c. 外国の議会は、国名を冠した名称を標目とする。

議会内の委員会、議会事務局は、国名を冠した議会名を標目とする。

【例】アメリカ上院 → アメリカ合衆国議会上院

d. 外国の州、都市の内部組織は、州名、都市名を標目とする。

【例】オンタリオ州教育省 → オンタリオ州

【例】上海市衛生局 → 上海市

【例】ロサンゼルス市文化事業局 → ロサンゼルス市

21. 国際団体（細則23.2.2.6.G）

国際的に組織された連盟、学会、協会等は、わが国慣用の名称を標目とする。

正式な翻訳名と、略称やアクロニムが同程度に使用されている場合は、正式な翻訳名を標目とし、採用しなかった名称を参照とする。

いずれが正式名称か判明しない場合は、情報源に表示された名称をそのまま標目とする。

【例】国連 → 国際連合

【例】OECD → 経済協力開発機構

22. 株式会社等の会社組織

- a. 会社名の冒頭に表示される株式会社等の冠称は省略する。
【例】株式会社東芝 → 東芝
- b. 会社名に後続して表示される株式会社は標目に含める。
【例】明治製菓株式会社
- c. 会社の内部組織、支社、付属施設は、会社名を標目とする。
【例】中部電力株式会社飯田支社 → 中部電力株式会社
【例】松下電器産業株式会社半導体研究センター → 松下電器産業株式会社
- d. 系列の会社は、系列会社名を標目とする。
【例】日本電気オフィスシステム株式会社
- e. 会社のグループ名、関連会社の集合名は、その名称を標目とする。
【例】芙蓉グループ

23. 宗教団体

- a. 宗教団体の宗派の名称は、宗派が教団として団体の性格を持つ場合、標目として採用する。
【例】霊友会
【例】真宗大谷派宗務所 → 真宗大谷派
【例】天理教教会本部 → 天理教
- b. 寺院は寺院名を標目とする。寺院名に冠する宗派名、山号、親寺名は省略する。
【例】大谷派築地別院 → 築地別院
【例】妙円山形照寺宝光院 → 宝光院（山形市）
- c. 社寺は同じ名称のものが多いため、原則として所在地を付記する。また、社寺の社務所は社寺名を標目とする。
【例】久遠寺（山梨県身延町）（山梨県身延町所在の場合）
【例】八坂神社社務所 → 八坂神社（京都市）
- d. キリスト教の教会については、旧教の教会は資料に表示された名称を標目とする。
新教の教会で、合同の教団である日本基督（キリスト）教団に所属する教会は日本基督（キリスト）教団を冒頭に冠して標目とする。
【例】カトリック松原教会 → カトリック松原教会
【例】木造教会 → 日本キリスト教団木造教会

24. 政党

- a. 政党は、正式名称を標目とする。

【例】自民党 → 自由民主党

- b. 政党の県本部、支部等は政党名を標目とする。

【例】自由民主党北海道支部連合会 → 自由民主党

- c. 政党の内部組織、付属機関は政党名を標目とする。

【例】自由民主政策審議会 → 自由民主党

【例】日本共産党中央委員会 → 日本共産党

- d. 政党の関連組織については、組織上別団体とみなしうる場合、関連する政党と別に標目とすることができる。

【例】日本共産党福岡県会議員団

25. 労働組合

- a. 労働組合は、正式名称を標目とする。

【例】連合 → 日本労働組合総連合会

- b. 労働組合の関連組織であるが、組織上別組織であるとみなしうる団体については略称を標目とすることができる。

【例】総評本部OB会

- c. 労働組合の単組が刊行する出版物については、上部団体名を冠して表示されていても上部団体名は省略し、単組名を標目とする。

ただし、上部団体名を省略すると団体の名称として成り立たなくなる組合名は、上部団体名を冠して標目とする。その場合は、上部団体名は略称のまま標目とする。

【例】合化労連日本硝子繊維労働組合 → 日本硝子繊維労働組合

【例】全日自労建設農林一般労働組合

- d. 組合の支部、分会は組合名を標目とする。

【例】全港湾関西地方建設支部 → 全日本港湾労働組合

- e. 単組の連合体の性格が強い全国的な労働組合を上部組織とする労働組合で、地方本部、支部等の名称を用いても、著作の責任の所在が地方本部等にあると見なしうる場合は、地方本部等の名称を標目とすることができる。

【例】自治労千葉県本部 → 自治労千葉県本部（全日本自治団体労働組合としな
い）

26. 会議名

- a. 「会議」という語を含んだ常設の団体名は、標目とする。

【例】農林水産技術会議

- b. 常設の団体が主催して開催する会議、団体の内部で開催される会議は、主催団体名を標目とする。

【例】日本労働教育研究所指導者行動会議 → 日本労働教育研究所

- c. 会議、会合、集会の特定の名称は標目としない。

27. 新聞

- a. 新聞社名が新聞名と同一である場合は、新聞社名を標目とする。

【例】毎日新聞外信部 → 毎日新聞社

- b. 新聞社の地方本社名は、新聞社名を標目とする。

【例】朝日新聞社大阪本社 → 朝日新聞社

- c. 新聞の連載記事の編さん物、年鑑等、新聞社が執筆、編さん上の著作の責任を有すると判断できる場合は、責任表示に記録されていなくても出版事項から新聞社名を標目とすることができる。

- d. 新聞名が発行団体名と異なる場合、新聞編集部を標目とする。

【例】日経産業新聞 → 日経産業新聞編集部（日本経済新聞社が発行している）

28. 雑誌、叢書

- a. 雑誌名は、雑誌の編集部を標目とする。

【例】家庭画報 → 家庭画報編集部

- b. 句集、歌集の編集委員会等は、必要に応じて出版者名または上部団体名を標目とする。

【例】山麓歌集編集委員会 → 山麓発行所

- c. 文庫、新書等の叢書の編集部は、叢書を刊行する出版社名を標目とする。

【例】岩波文庫編集部 → 岩波書店

29. 調査団、視察団、探検隊等

- a. 調査、研究、視察などを目的として一時的に組織されたグループのうち、独立した性格を持つ団体は標目とする。

【例】京都大学西イリアン学術探検隊

- b. 回次・年次を伴う調査団等は、回次等を省略した名称を標目とする。

【例】平成4年度埼玉県女性海外派遣団 → 埼玉県女性海外派遣団

30. 団体内の、もしくは団体に関連した有志グループ

A. 学校関連

- a. 学校に関連した有志グループは、学校名を冠したグループ名を標目とする。

【例】川上中学校理科クラブ

【例】成瀬台中学校PTA

- b. 公立学校関連のこれらのグループについては、学校を設置した地方公共団体名を省略して標目とする。ただし、設置地方公共団体名がなければ識別できない学校（方位詞、序数詞を名称とする学校）は、設置団体名を冠して標目とする。

【例】福井県立大野高等学校同窓会 → 大野高等学校同窓会

【例】沖縄県立第一中学校五十一期同窓会

- c. ゼミ有志、生徒、学生、学年、クラスなどについては、授業の一環とみなした場合、学校名を標目とする。

B. 官庁組織関連

- a. 官庁組織内の研究会は、研究会名を標目とする。所属官庁名を丸がっこで付記する。

【例】法務省刑事局内外国法令研究会 → 外国法令研究会（法務省刑事局内）

【例】厚生省医療法制研究会 → 医療法制研究会（厚生省）

【例】東京法務局商業登記研究会 → 商業登記研究会（東京法務局）

- b. 官庁組織の職員として表示され、有志グループとみなせる場合は、その名称を標目とする。

【例】法務省民事局第四課職員

C. 会社関連

- a. 会社内の研究会、調査会などのグループは、その研究会等が会社の業務として活動している場合は会社名を標目とする。

会社を離れ、有志グループとして活動している場合は、グループ名を標目とする。

【例】ダイエー流通研究会

31. 標目としない団体著者名

- A. 本タイトル、シリーズタイトル、各巻タイトル、特定の版または付加的版表示の責任表示として記録された団体が以下の場合は標目としない。

- a. 特定の本を刊行するための編集・編さん・刊行委員会

ただし、必要に応じてこれらの委員会を設けた団体を標目とすることができる。

- b. 講演会、シンポジウム、セミナー、講座
ただし、必要に応じて主催団体を標目とすることができる。
- c. 大会・会議の実行委員会
ただし、必要に応じて主催団体を標目とすることができる。
- d. 展覧会名、展示会名
ただし、必要に応じて展覧会に出品された作品の作者を標目とすることができる。
- e. 臨時的、暫定的な団体

B. 注記（内容細目、一括記入時の各巻注記の責任表示を含む）中の団体は標目としない。

32. 団体名著者標目の表記形に係る問題

- a. 団体名著者標目中の記号類は、省略によって識別が困難になる場合を除き、原則省略する。

【例】「トリガー」編集部 → トリガー編集部

【例】Cm-Line

- b. 外国の団体名のうち、欧文原語形の団体名は、末尾にピリオドを付す。

【例】American Society for Microbiology.

- c. 和語を含まない団体名の冒頭にある欧文形の冠詞は、省略して標目とする。冠詞を付けた形を参照とする。

【例】The 100 Club → 100 Club

- d. 和語を含む団体名の冒頭にある欧文形の冠詞は、省略しないで標目とする。

【例】The Daily Yomiuri編集部

新設件名標目一覧

(平成10年10月～平成11年9月末)

当館では『国立国会図書館件名標目表 第5版 1991』の刊行後に新設した件名標目を「新設件名標目一覧」の形で、原則として毎年一回『全国書誌通信』に掲載しています(No.85、89、93、96、98、101、102参照)。今回は、平成10年10月から平成11年9月末までの間に新設した件名標目を収録しました。収録基準、排列等については、上記第5版の序説に詳しく説明してありますが、本一覧の概略は以下のとおりです。

1. 収録件数

件名標目51件、参照形20件、合計71件。

2. 収録基準

普通件名はすべて収録するが、固有名件名は原則として除いてある。ただし、国家名、言語名など一部の固有名件名は収録する。細目については、特殊細目、歴史の時代区分および一部の例示的な細目のみを収録する。

3. 参照

新設した参照形は収録するが、第5版および「新設件名標目一覧」にすでに収録されている件名標目への参照追加の場合は、参照された件名標目の記載を省略する。

4. 排列

排列は訓令式ローマ字のABC順による。外国人名、外国地名(国名ないしそれに準ずる地域名を除く)を含む件名標目は、角括弧内に補記した原綴により排列してある。

5. 分類記号

件名標目のあとに、『国立国会図書館分類表 改訂版』および『日本十進分類法 新訂9版』による分類記号を付してある。

右端の数字は件名典拠ファイル維持管理のためのコントロールナンバーである。

6. 未使用の件名標目

本表は和図書あるいは洋図書に付与された新設件名標目を収録しているため、洋図書に使用され、和図書には使用実績のない件名標目(平成11年9月末現在)には#印を付してある。

なお、過去の「新設件名標目一覧」に収録した和図書未使用の件名のうち、以下の5件はその後和図書にも付与された。

アゼルバイジャン グルジア 絵画(オーストリア) セルビア人 投資紛争解決国際センター

A

アイルランド料理 ←料理(アイルランド)	EF27 596.23	S0023534
編物—図案	EF25;KB441;PB111 594.3	S0023578
あおさ	RA321 474.2	S0023576
あし→よし		S0023579

B

ベルギー—料理 ←料理(ベルギー)	EF27 596.23	S0023539
美術(コーカサス) ←コーカサス美術	K166 702.297	S0023554

D

電力—貯蔵	DL171;ND135 540.9	S0023565
DNA鑑定	SC831 498.92	S0023568
ドイツ—文化—歴史—中世	GG414 234.04	S0023530
ドミニカ国	GH389 295.974	S0023542

E

英語—法	KS35 835.5	S0023525
英語(料理用)	EF27 596.23	S0023575

英語(心理学用) M116 140.7 S0023524

演劇(日本)―歴史―古代 KD431 772.1 S0023523

G

学会・研究機関 # S0023563
⇒各主題の細目,学会・研究機関(例:自然科学―学会・研究機関)

ガラス細工―図案 KB421 751.5 S0023574

H

哺乳類型爬虫類→単弓亜綱 S0023516

不完全菌類 RA621 474.89 S0023541

フランス―社会―歴史―近代 GG317;GG321 235.05 S0023555

フランス―社会―歴史―中世 GG314 235.04 S0023531

I

いとう RA554;RB821 487.61;664.61 S0023526

K

カバノキ科 RA347;RB454 479.563;653.7 S0023532

カーボンナノチューブ PA225 435.6 S0023556
←ナノチューブ

介助犬 EG61 369.27;645.6 S0023573

環境ホルモン→内分泌攪乱物質		S0023545
かささぎ	RA567 488.99	S0023546
携帯電話→無線電話		S0023580
けやき	RA347;RB461 479.573;653.7	S0023549
鱈脚類〔ギキヤクルイ〕→鱈脚類〔ヒレアシルイ〕		S0023581
キシ語→キスイ語		S0023513
キスイ語	KM61 894.7	S0023536
←キシ語		
工芸美術—図案	KB211 750	S0023572
コーカサス美術→美術(コーカサス)		S0023562
クールク—語 #	KL72 829.39	S0023544
←クールク—語		
クールク—語→クールク—語		S0023543

M

ミニアンカ族→セヌフォ族		S0023512
みじんこ	RA526 485.3	S0023529
もやし(豆)	RB191 626.3	S0023550

N

内分泌攪乱物質 ←環境ホルモン	EG281;NA217	519.79	S0023547
ナノチューブ→カーボンナノチューブ			S0023561
夏時間→サマータイム			S0023553
日本—文化—歴史—江戸初期	GB385	210.52	S0023522
日本—文化—歴史—平成時代	GB581	210.76	S0023570
日本—外国関係—歴史—平成時代	A99-Z	319.1	S0023567
日本—外国関係—歴史—中世	GB261	210.4	S0023527
日本—外国関係—ロシア—歴史—平成時代	A99-ZR6	319.1038	S0023551
日本—経済—歴史—室町時代	DC46	332.104	S0023552
日本人(アジア在留)	DC812	282;334.42	S0023528
日本人(イタリア在留)	DC812	283.7;334.437	S0023548

R

レセプト→診療報酬(健康保険)			S0023559
ロケットイン症候群→四肢麻痺			S0023515
略語(航空)	NC2	538	S0023571
料理(アイルランド)→アイルランド料理			S0023511
料理(ベルギー)→ベルギー料理			S0023540

S

セヌフォ族 ←ミニアンカ族	G141	382.44;469.944	S0023535
診療報酬(健康保険) ←診療報酬請求;レセプト	EG131	364.4	S0023557
診療報酬請求→診療報酬(健康保険)			S0023560
神道—歴史—中世	HL31	172	S0023558
資料組織化→図書整理			S0023519
四肢麻痺 ←閉込め症候群;ロックトイン症候群	SC367	493.73	S0023537
ソフトウェア	M159	007.63	S0023521
スナナ→ハディース #			S0023518
食品—輸送	DL681	588	S0023566

T

単弓亜綱 ←哺乳類型爬虫類;単弓類	ME587	457.87	S0023538
単弓類→単弓亜綱			S0023517
胆嚢癌	SC461	493.47	S0023564
とど	RA571	489.59	S0023577
閉込め症候群→四肢麻痺			S0023514

チャムス族 G141 382.454;469.9454 S0023533

中国—外国関係—日本—歴史—唐時代 GE277 222.048 S0023520

Y

よし RA347 479.343 S0023569

←あし

和図書書誌データ統計

特に表示がない場合単位は件

		1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
書誌データ作成数		83,253	77,808	78,055	91,933	131,674
内訳1	全国書誌収録数	81,003	75,637	77,609	91,933	131,674
	1号平均	1,620	1,513	1,552	1,839	2,633
	最多収録号	49号(2,004件)	1号(1,910件)	48号(1,760件)	48号(2,567件)	36号(2,742件)
	最少収録号	4号(1,343件)	27号(1,008件)	2号(1,320件)	2号(1,298件)	20号(2,430件)
	全国書誌非収録数	2,250	2,171	446	0	0
内訳2	和図書	82,147	75,935	76,332	91,933	131,674
	国内刊行欧文図書	1,106	1,873	1,723	0	0
内訳3	官庁出版物	15,258	10,576	9,873	12,923	17,235
	%	18.3%	13.6%	12.6%	14.1%	13.1%
	民間出版物	67,995	67,232	68,182	79,010	114,439
	%	81.7%	86.4%	87.4%	85.9%	86.9%
官庁出版物内訳	中央官庁	4,740	3,815	3,664	4,278	6,089
	%	31.1%	36.0%	37.1%	33.1%	35.3%
	地方自治体	9,832	6,321	5,552	8,127	10,188
	%	64.4%	59.8%	56.2%	62.9%	59.1%
	国公立大学	686	440	657	518	958
	%	4.5%	4.2%	6.7%	4.0%	5.6%
ISBN	%	64.0%	69.8%	70.3%	74.4%	73.5%
刊行年	前々年	13.4%	13.9%	15.4%	15.5%	14.3%
	前年	45.0%	51.1%	61.9%	63.4%	50.9%
	当年	41.6%	35.0%	22.7%	21.1%	34.7%
和図書整理区分別	一般図書	67,116	58,709	63,274	71,694	102,948
	%	81.7%	77.3%	82.9%	78.0%	78.2%
	コミック等	7,074	8,845	6,556	8,980	13,351
	%	8.6%	11.7%	8.6%	9.7%	10.1%
	児童書	3,833	3,800	2,861	3,947	6,861
	%	4.7%	5.0%	3.8%	4.3%	5.2%
	試験・学参書	3,199	3,938	3,000	5,863	6,757
	%	3.9%	5.2%	3.9%	6.4%	5.1%
	官庁小冊子	925	643	641	1,449	1,121
	%	1.1%	0.8%	0.8%	1.6%	0.9%
	非図書資料					636
	%					0.5%

問合せ先

国立国会図書館 03 (3581) 2331 (代表)
(ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>)

日本全国書誌 (図書) …………… 図書部図書整理課	(内) 3 5 2 0
	※ 03 (3506) 3 3 5 8
日本全国書誌(逐次刊行物)…… 収集部国内資料課	(内) 3 1 5 4
	※ 03 (3506) 3 3 5 4
JAPAN/MARC…………… 総務部情報システム課	(内) 2 4 0 1
	※ 03 (3506) 3 3 2 6
国立国会図書館蔵書目録…………… 図書部書誌課	(内) 3 6 0 1
	※ 03 (3506) 3 3 6 2
書誌データの内容について	
記述…………… 収集部国内資料課	(内) 3 0 1 5
標目 (著者・書名) …………… 収集部国内資料課	(内) 3 0 1 5
標目 (分類・件名) …………… 図書部図書整理課	(内) 3 5 2 7
出版者の住所の照会について	
図書館から…………… 図書館協力部国内協力課図書館サービス係	(内) 5 1 1 5
民間から…………… 収集部収集課納本調査係	(内) 3 0 1 3
	※ 03 (3506) 3 3 5 1

※直通電話 交換を通さず、直接担当の係につながります。

全国書誌通信 (不定期刊)

No.105 2000年2月29日発行

編集・発行 国立国会図書館図書部図書整理課
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

発売 (社)日本図書館協会 電話 03 (3523) 0812
定価 本体 300円 (税別) 送料 130円